

仕 様 書

- 1 件 名 プリンターカートリッジ等購入（単価契約）
- 2 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 納品場所 草加市神明二丁目2番2号 草加八潮消防局 総務課・警防課
八潮市大字鶴ヶ曾根1185番地 草加八潮消防局 情報指令課
- 4 積算方法 発注予定数をもとに、契約単価を見積もること。
- 5 支払方法 契約単価に発注数を乗じた金額に消費税及び地方消費税を加えて、納品確認後、その都度支払うものとする。
また、請求先は草加八潮消防局情報指令課とする。

6 規格及び発注予定数

機 種	名 目	色	品 番	個 数
富士フィルム 3360 S	トナーカートリッジ10K	ブラック	CT203924	35
	ドラムカートリッジ	ブラック	CT351380	25
富士フィルム C3560S	トナーカートリッジ	ブラック	CT203207	5
	カラートナーカートリッジ	シアン	CT203208	2
	カラートナーカートリッジ	マゼンタ	CT203209	2
	カラートナーカートリッジ	イエロー	CT203210	2
	ドラムカートリッジ	ブラック	CT350812	2
	ドラムカートリッジ	カラー	CT350813	2
	トナー回収ボトル		CWAA0773	3

※ 発注予定数は、過去の実績から見込んだ数であって、発注数を保証するものではありません。

7 回 収

当該消耗品の受注後、納品する際には、発注元で使用済みになった消耗品を回収し、適正に処分すること。

ただし、使用済みになった消耗品が発注元にはこの限りではない。

なお、回収に要するすべての費用については、当該消耗品の受注者が負担するものとする。

8 その他

- (1) 受注後は、指定の納品場所に速やかに納品すること。
- (2) 業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- (3) 不当要求等に関し、次の事項を遵守すること。
 - ア 受注者及び受注者の下請業者が、不当要求行為を受けた場合又は不当要求行為による被害を受けた場合若しくは被害が発生するおそれがある場合は、組合管理者に報告するとともに、所轄の警察に通報すること。
 - イ 受注者は、組合及び所轄の警察署と協力し、不当要求行為の排除対策を講じること。
- (4) 仕様書に疑義が生じた場合は、担当課と協議すること。

9 問合せ先

草加八潮消防局情報指令課情報システム係
電話 048(996)0134(直通)